

東京圏から熊本県での Uターン就職・起業をする方へ！

熊本県内に移住し、就職や起業をする方を応援します

支援金の額

世帯：100万円 単身：60万円

※起業の場合は、起業支援金として最大200万円がプラス



申請対象者

東京圏(※1)から熊本県に移住し、就職または起業(※2)した方

※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち以下の市町村を除く地域

東京都	檜原村、奥多摩町、大島村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

※2 **就職の場合**：熊本県が移住支援金の対象として「ワンストップジョブサイトくまもと」に掲載している求人に就職したこと。
起業の場合：熊本県が募集する起業支援補助金の交付決定を受けていること。詳しくは、県ホームページをご覧ください。



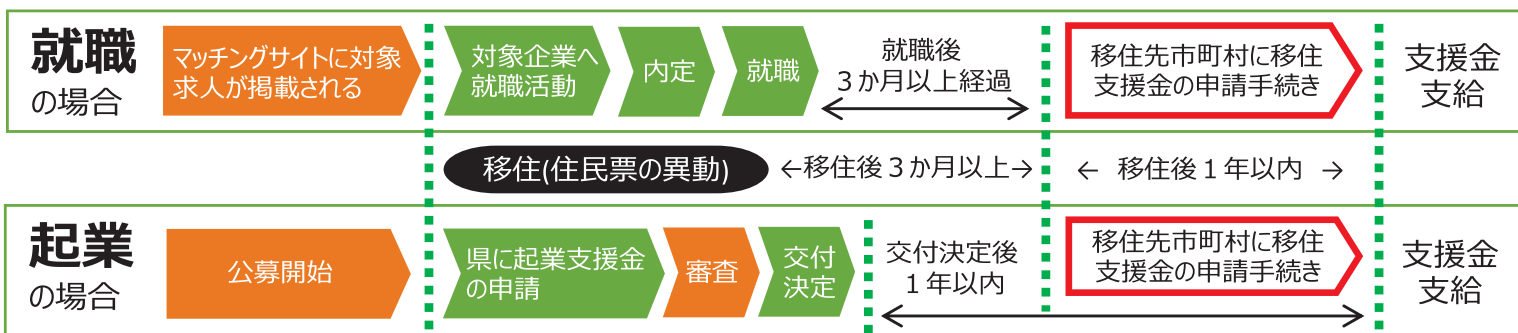
他の要件は、裏面の簡易チェックシートでチェック！ →

支援金の対象となる求人情報はこちら！

熊本県では、「ワンストップジョブサイトくまもと」内の「熊本仕事いいねっと」に移住支援事業対象求人を掲載しています。



<移住支援金の交付までの流れ>



移住支援金 簡易チェックシート

※そのほかにも要件があります。詳細は市町村の担当窓口でお尋ねください。



チェック欄

【共通】

(1) 次のいずれかに該当する。(＜在住＞と＜通勤＞は合算して通算5年以上でも対象となります。)

＜在住＞

移住直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住

＜通勤＞

移住直前の10年間のうち通算5年以上、東京圏のうち埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に在住し、東京23区内へ通勤（在住地の対象市町村は、おもて面※1参照）

(2) (1) の状況が移住直前に連続して1年以上である。

(3) 令和元年（2019年）10月16日以降に転入した。

(4) 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでない。

(6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの資格を有する。

【就職の場合】

熊本県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人への就職である。

【起業の場合】

申請日以前の1年以内に熊本県が実施する起業支援事業における起業支援補助金の交付決定を受けている。



当てはまる場合、移住支援金の対象となる可能性があります。

転入（予定）市町村の担当窓口でご相談ください。

熊本県移住定住ポータルサイトでは、
熊本の暮らしに役立つ情報が満載です！

「くまもと 移住」で検索♪



熊本県
移住定住ポータルサイト



<担当窓口>